

「子どもの誕生」再考（1）

昭和初期における「貰い子」と「児童虐待」の交錯

新潟県立大学 高橋靖幸

1 目的

アリエスの『＜子供＞の誕生』は、1980年代の日本の子ども研究に大きな知の変革をもたらした。しかしそうしたアリエスの衝撃は同時に、あらゆる子どもの歴史性や文化性を近代的な子どもの「誕生」という枠組みから捉えようとする固定的な見方を現在までに定着させたともいえる。本報告の目的は、昭和初期における貰い子殺し事件の社会問題化と子どもを保護する法律制定の議論の過程を事例に、近代的な子どもの「誕生」を捉える視点をいま一度問い直すことにある。

1933年、児童の虐待を取り締まることを目的とした「児童虐待防止法」が制定される。先行研究では、多くの貰い子殺しの事件が「児童虐待防止法」を求める世論を形成し、法律制定を後押ししたと言われる。本報告は、そうした社会問題化の過程を、単純に「日本社会が子どもを保護する制度を整え、近代的な子ども観を獲得する過程」といった、子どもの「誕生」の歴史の一面としてのみ捉えるのではなく、子どもを保護する新しい法律の制定によって生じる様々な葛藤や、より複雑な社会の変動に目を向け、その内実を明らかにしていく。このような試みにより、本報告は近代的な子どもの誕生がいかなる意味で「誕生」であるのかについて再考を試みたい。

2 方法

本報告は貰い子殺しの社会問題化の過程をみるにあたり、東京5大新聞を含めた新聞8紙（『朝日新聞』『読売新聞』『東京日日新聞』『国民新聞』『報知新聞』『時事新報』『都新聞』『萬朝報』）の記事を主要な分析の対象とする。その際、本報告が立脚するのが、社会問題の社会学における社会構築主義の視点である。本報告は、昭和初期における社会問題としての貰い子殺しの事件を社会の「状態」としてではなく、個人や集団の「活動」として捉える。本報告は、「子どもとは何かを問うのではなく、どのような観点から、またどのような目的で、子どもについて人びとが話をしているのか」（Wyness 2006: 18）という分析視角から、子ども問題の構築の過程を明らかにする。

3 分析の結果と考察、結論

本報告の分析の結果、1930年以降の一連の貰い子殺し事件が虐待問題として議論され法律制定の流れを形成したものの、その後虐待問題の中心が児童労働へ移行して行き、貰い子殺しを児童虐待防止法の制定と関連付けて論じる議論が影を潜めていったことが明らかとなる。そればかりか、児童虐待防止法の制定後も貰い子の慣習は継続され、貰い子殺しは社会を賑わせ続ける。子どもの「誕生」という関心から見て、これは単純に、児童虐待防止法の制定によって子どもを保護する「理念」は成立したものの、子どもを取り巻く「実態」がその理念に追いついていなかったと結論づけるものではない。社会は法律の制定によって、貰い子を虐待の問題として語る認識の枠組みを獲得するが、同時に貰い子を虐待の問題として捉えきれない部分を新たに発見し、その部分を別の問題として語り直していかなければならない新しい課題を抱えることになる。子どもを保護することを目的とした法律の制定によって、近代的な子どもが社会に誕生したと単純に論じることはできない。子ども研究は、近代的な子どもの誕生を、その誕生を契機として生じる社会の混乱や複雑な再編を含めてより広く捉えていく必要がある。

文献

Wyness, M., 2006, *Childhood and Society: An Introduction to the Sociology of Childhood*, Palgrave Macmillan.